

## 令和2年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和2年6月16日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 7 承認第 7号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 承認第 8号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 9 議案第27号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについて
- 日程第10 議案第28号 浅川町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第29号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第30号 令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第31号 浅川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第32号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第15 議案第33号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
- 日程第16 議案第34号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第35号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第36号 福貴作西地区農用地等災害復旧工事請負契約について

- 日程第19 同意第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて  
 日程第20 同意第 5号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更について  
 日程第21 同意第 6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第22 同意第 7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第23 同意第 8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第24 同意第 9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第25 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第26 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第27 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第28 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第29 同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第30 同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程の追加

- 日程第32 議案第37号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について  
 日程第33 発議第 2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第31まで議事日程のとおり  
 日程第32 議案第37号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について  
 日程第33 発議第 2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

#### 出席議員（12名）

1番	菅	野	朝	興	君	2番	兼	子	長	一	君
3番	会	田	哲	男	君	4番	木	田	治	喜	君
5番	岡	部	宗	寿	君	6番	渡	辺	幸	雄	君
7番	金	成	英	起	君	8番	須	藤	浩	二	君
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君
11番	水	野	秀	一	君	12番	円	谷	忠	吉	君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 江 田 文 男 君 副 町 長 藤 田 浩 司 君  
 教 育 長 真 田 秀 男 君 総 務 課 長 江 田 豊 寿 君

会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	高野喜寛君	住民課長	我妻美幸君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	生田目源寿君	社会教育課長	岡部真君

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐川建治	主事	生方健人
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 専決処分について伺いたいと思うんですが、専決処分について、平成18年に地方自治法の179条が改正されました。改正の意味をどのように捉えているのか。これまでも議員の中から、なぜ臨時議会を開かなかったのかという声は何件も出されていますけれども、その意味も兼ねて、この法改正の意味をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 平成18年度に自治法179条が改正されて、その意味についてですが、町としてもこの専決処分については、特に緊急を要する場合には、時間的余裕がないことが明らかであるときは専決処分をせざるを得ないという認識でおります。基本的には議会の議決要件でございますので、臨時議会等において議決を得るものというふうな認識でありますが、今回の3月専決等におきましても時間的余裕がございませんでした。

それらの経過を若干説明申し上げますと、3月議会において、農地災害等における補助率等がまだ決定しておりませんでした。農地災害における経過を説明申し上げますと、国の令和元年度分の予算の配分、これの方

針が決定になった通知については、3月21日付で決定になっております。議会終了後です。また、農地関係の補助率、これについても補助率増嵩という手続がございまして、それらにおいて手続をした関係上、補助金の率が確定したものが3月25日ということで、これらの3月議会後に国の予算の配分の考え方、補助率が決まった関係上、元年度分の予算については専決予算をせざるを得なかったということで、時間的余裕がなかったというふうな状況でございまして、そのようなことで専決処分をさせていただきました。

これについては、基本的には、先ほども言いましたように議会の議決要件でございまして、あくまでも、本来ですと臨時議会等でやるべきではございますが、時間的余裕がなかった関係上、そのようなことで専決処分をさせていただきます、承認という形を取っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 議員必携では、この改正については、当該事件が緊急を要し、議会を招集して、その議決を経ている間に、その時期を失するような場合を規定しているんだと。こういう場合しか専決処分ができないんだというふうに解説をしております。

本案に限らず幾つも専決処分がなされているんですけども、それと照らし合わせると、どうなのかなと首をひねらざるを得ないものがあります。

確かに臨時議会を招集して対応するということになれば、議案を作ったり、資料を作ったり、様々な手間がかかって、簡単な話ではないというふうには理解しますけれども、ただ、法の趣旨をきちんと踏まえて、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 関連して。この水害とかコロナは浅川だけではないと思うんですね。石川管内の市町村を見ても、臨時議会をやって、町の具体的なコロナの施策とか、そういうものについて新聞などでいち早く報道されています。

やはり臨時議会を開けない事情はいろいろ、緊急を要すると、本当に早くやらなければ住民のためにマイナスになるというような、そういうものはやむを得ないとしても、やはり臨時議会を極力開くという努力が私は必要だと思うんです。

緊急の場合の課題は広範囲にわたっているわけじゃないですから、議案の作成や招集、こういうものも私はできるんじゃないかというふうに思いますので、今後十分留意してほしいと思います。答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 24条の改正に関して伺います。

「寡夫」、夫のほうですね。「寡夫」は「ひとり親」というふうにあるわけですが、内容的にはどういふふうになるのか、伺いたいと思います。

それからもう1点、54条に関して、本来の所有者が行方不明等になった場合に、現在の使用者に固定資産税を「課する」というのが従来の規定だったんですけども、今度は「課することができる」というふうな規定に変わります。こう変える理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） お答えいたします。

第24条の「寡夫」が「ひとり親」にどう変わるのかということですが、「寡夫」、男性のほうになりますね。こちらのほうですが、現在までですと、合計所得が500万円以下の単身者について、死別・離婚した場合に、寡夫控除として住民税において26万円の控除でした。今回の税制上の措置によりまして、「寡夫」ではなくて「ひとり親」控除として、住民税において30万の控除、控除の枠が増えたという形になります。

なお、今回のひとり親に対する税制上の措置としましては、先ほど離婚・死別というお話しをしましたが、婚姻歴に関わらず「ひとり親」の控除対象になるという形になります。いわゆる未婚のひとり親に対する税制という形に変わる内容となっております。

もう一つ、第54条、「課する」が「課することができる」に変える理由でございますが、この4項の次に、第5項というものが新たに追加されております。

この条文中の法第343条の第5項、こちらのほうも、今回の地方税法上の一部改正により新たに追加された

条文となっております。こちらの条文を町の条例に合わせて改正するという形になるんですが、この法律そのものの内容においても、「課することができる」という形になっております。

そういった関係もありまして、もともとの「課する」から、今回の一部条例の改正において、法律で「課することができる」という形で新たに追加された項目もございますので、そちらに合わせて、第4項等も「課する」から「課することができる」という形で改正をしているという内容になってございます。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、従来だと、子供がいようがいまいが、死別・離婚した男性については控除があった。今回の改正で「ひとり親」ということになると、子供がいることが条件になって、子供がいない男性は控除の対象から外されるということになるのですか。その点をちょっと伺いたいと思います。

2点目ですけれども、「課する」が法律の改正によって「課することができる」という表現になったということなんですね。従来は、町では現在の使用者に固定資産税を課していたと思うんですけれども、今後、「課することができる」というふうに条例を改正して、実務上は課さないことがあるのか。固定資産税を取らない、現在の使用者に請求しないということがあるのかどうか。それとも、従来どおり現在の使用者に固定資産税を全て請求しますという立場なのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） 第1点目なんですけど、この寡夫控除、ひとり親控除、どちらも子供がいることが前提です。その扶養されている方に対する控除の対象という形になりますので、従来の「寡夫」、夫のほうの500万円という制限が今までありましたけれども、その制限がなくなって、未婚であろうが子供を扶養されている方につきましては、ひとり親控除として対象になるということになってございます。

もう1点目の54条関係につきましては、今回、「課することができる」という形に改正されたといいたしましても、税の公平、そういった関係上、基本的には所有者もしくは相続人、それらの方々に税金を課税するという考えで進めたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい。分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆるたばこの消費税の関係で、0.7グラムを1グラムに、0.7本を1本に改めると。こういうふうなことになっております。これは、歳入等の関係でどういうふうになるのかということでありませう。

と同時に、この第2号の税条例によって、町民の負担が増える、そういうものはないやに思うんでありますが、その辺、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） 第94条のたばこ税の関係なのですが、0.7本を1本といいますのは、今年度、令和2年10月1日からの施行が、1本を0.7本に換算するということでございます。

0.7本を逆に1本に換算するのは、翌年度の10月1日、令和3年10月1日に、今まで0.7本で換算していたものを1本に換算するという施行内容になってございます。

そのほか今回の税条例の改正に伴いまして、町民の方の負担が増えるという部分につきましては、その後の改正で、先ほど言った0.7本が1本に戻ったりといった、そういった部分での増というものはございますけれども、基本的にはそういったものは考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点お尋ねします。

1点目ですが、法人税が800万円近く増えました。これは当初予算の補正前の割合から比べるとかなり多額

なんですけれども、増えた要因、これはどのようなところにあるのかと認識をされているのか伺いたいと思います。

それから、もう1点なんです、本件もそうなんですけれども、その後の補正予算でも財政調整基金を取崩して、それを活用するという対応がなされておりますが、この一連の取崩し後に、後で国から手当をされてこれを回復できる、こういう部分があるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） それでは、1点目の法人税関係なんです、法人税割において、昨年度からの実績ベースでいきますと、1社で約1,060万円ほどの増がありましたので、こちらのほうが主な増の内容と考えております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 財政調整基金を取崩している関係で報告しておりまして、3月専決において後から手当されるものはあるのかということでございまして、予算書における18ページをご覧くださいというふうに思います。

歳出における11款災害復旧費における1目農用地等災害復旧費、現年債でございまして、今回の3月専決におきまして、提案理由でも説明申し上げましたように、令和元年度における国の予算の配分、これがされなかった関係上、国・県支出金を減額しまして一般財源化をいたしました。これについては、財政調整基金から手当したというものでございます。

なぜこういうふうなことをしたのかといいますと、農地等の災害復旧におきまして、予算的裏づけがない関係上、発注ができないということであっては耕作に支障を来すということで、3月専決において国庫補助金を一般財源化して早期復旧に努めたということでございます。

この中の一般財源として1億9,791万6,000円が財政調整基金から手当したものであるということでございまして、本来ですとこれが国庫補助金として入ってくるものでございまして、令和元年度においては、国の予算配分がなかった関係上、一般財源化した関係で、この分に対する予算措置は令和2年度、もしくは令和3年度、災害発生年から3年以内で復旧するというので、この一般財源化した1億9,791万6,000円に近い数字が国から補助金として後年度負担ということで手当されるということになっております。大きくは農地等の災害復旧におけるこの分が財政調整基金より一旦予算の手当をして、翌年度以降、補助金として交付されるというものでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目は、そうすると1社、1,000万円余りの増の会社があったと。仕事がいっぱいあって忙しかったという会社があったというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

2点目ですけれども、今回の補正予算については分かりました。その後の補正でも基金を取崩して対応している部分があるんですが、後のところで一々聞くのは面倒なので、一括して、そのほかにもあるのかどうか伺

いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） 1点目の1社につきましては、法人税になりますので、中間、それから決算をやりまして、その所得に対する、通常ですと9.7%、その法人税の税率ですね、そちらのほうを掛けた税金を納めていただくという形になりますので、1,000万円の増になったということは、いわゆる所得、売上げが多くなったというふうに考えてよろしいかと思ひます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それ以外の専決を実施しました4月専決において、コロナウイルス関係においても、感染した場合の費用とかを計上しました。これについては、4月専決段階では、国からの交付金等、臨時交付金ですね、これが通知ございませんでしたので、そういったものについても、今後の臨時交付金の対象とするというようなことで会計処理をしているという考えでいますので、そういった分についても、国からの臨時交付金ですと10分の10が交付金の対象になりますので、そういった一般財源をなるべく負担のないような、そういう形態は取っていききたいというふうに考えております。

また、例年災害関係においても、町債で借りていたものが翌年度以降の元金と利子に対しての交付税措置、そういったものが今回ございますので、農地災害関係ですと元利償還金の95%が交付税措置されるというふうになっております。

そのようなことで、なるだけ補助対象になるような、交付税対象になるような、そういった取組で予算執行のほうをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 10ページの10款地方特別交付金、2項1目1節の子ども・子育て支援臨時交付金がゼロから1,196万1,000円となっておりますが、どういう目的の予算なのか、内容と予算の内訳について伺います。

もう1点、2款総務費、3項1目19節の通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金ということで15ページですね、この通知カードと個人番号カードの説明と、予算がマイナス52万1,000円となっておりますが、なぜ減額したのか、内容と予算の内訳についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） すみません、10ページの子ども・子育て交付金の関係については、ちょっと手元に資料がございませんので、休憩後に報告したいと思います。すみません、申し訳ございません。

次の15ページの通知カード・個人番号カード関係ですが、52万1,000円の減額ですね、これについては、実績に基づいて減額になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） それで、実績に基づいてというのはいいんですけども、通知カードと個人番号カードについてのちょっと説明をいただきたいということで最初質問したんですけども。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） こちらの通知カード・個人番号カード事務の委任に係る交付金ということですが、こちらは当初予算のときにも一度説明申し上げましたが、今回は前年の当初予算140万1,000円だったんですけども、こちらは個人番号カードを作られるときに係る経費を全国の市町村の人口で割って、浅川町として140万の請求が来るんですけども、実績ですと87万9,800円ということで、1枚当たり幾らという金額ではないのですが、それで52万1,000円を減額したことになります。

前に戻りまして、11ページの15款2項国庫補助金、こちらのほうに個人番号カード交付事業費補助金、こちららも52万8,000円減額しておりますが、こちらは全額国から補助金があるということで、この差額につきましては、町のほうで通知カードや個人番号カードを紛失したり破損したりという方が、通知カードですと1枚500円、個人番号カードですと1枚1,000円、こちら町の雑入として入りますので、差額の7,000円を差引きまして、実際87万3,000円が歳入として入ってきておりますので、差額の52万8,000円を減額させていただいたところですよ。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） それで、ちょっと分からなかったの、個人番号カードというのは分かるんですけども、通知カードというのは何を指すのかという質問をしたんですけども、その説明をいただければ。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 通知カードですが、個人番号を通知するときに、一番初めに全国民に送られてきましたちょっと緑っぽい色の縦長のカードになります。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

9番、上野信直君。

討論ですか。

○9番（上野信直君） いや、休議に関してなんですけれども、今、1番議員が指摘をした子ども・子育て支援臨時交付金の歳入1,196万円余りがあるって、歳出に該当する部分が見当たらないんですけど、こういう予算書を、後で説明しますということで採決するというのは、これは無理だと思うので、一旦休議をして、その部分が説明できるようにしてもらいたいと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 暫時休議します。

休議 午前 9時34分

再開 午前 9時40分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 大変失礼しました。

ただいまご質問ございました10款地方特例交付金、1目子ども・子育て支援臨交付金の内容でございますが、これにつきましては、国から幼稚園に係る無償化に伴う国から特例として交付されるものということで、交付決定が3月17日付をもって決定通知書が届いているものでございます。これについては、充当する歳出についてはございません。一般財源化されていいものというふうな臨時の交付金でございます。

そういった関係上、町においてはこども園関係、これらの必要な経費に充当するという事で対応しておりますので、予算書上、歳入に対する歳出の充当先というのは特定されておりませんので、そのようなことで、幼稚部、こちらに関係する費用に充当できるというふうな交付金でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、ありがとうございました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町一般会計補正予算（第5号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町公共

下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、承認第8号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 10万円のほうはよく説明を聞いたんですけども、もう一方の子育て世帯への臨時特別給付金、これに対しては、760人分の1万円ということだったんですが、この給付金が給付終わったのかどうか、どういう方法で給付をしたのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 子育て世帯への臨時特別給付金ということですが、これは6月5日に完了いたしております。

方法につきましては、既に児童手当を支給している世帯が対象ですので、口座番号も全てつかんでおりまして、こういう形で交付金が支給されるという通知と一緒に交付済みであります。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 4ページのいわゆる1人当たり10万円の特別交付金、これについては、何人か残っているというふうな報告があったんですけども、その後どういうふうな状況になったのか。一刻も早くお手元に給付すべきだろうと思ったものですから、お伺いしたいと思います。残り105世帯というふうなことを言っていましたね。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 10万円の交付金でございますが、6月11日で確定しているものにつきましては、世帯数で説明申し上げましたように2,055世帯、率にして95.1%です。人口にしまして6,074名ということで96.5%。世帯で言いますと95.1%ですけども、人口で言うと96.5%が6月11日に支払い確定しているものということでございます。

残り105世帯223名が現在のところまだ確定していないという状況ではございますが、確定していない状況では、まだ申請のものもありますので、この確定していない105世帯223名について、今後きめ細やかに対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今後ということなんですけれども、これ、一日も早くというふうに思うんですけども、その辺は、今も作業を進めているんですか。それとも、何かなかなか確定するわけにはいかないような事情が生まれてきているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 現在も、システムで管理している関係上、受付リストということで、そういった未申請者の一覧表を出して内容については確認をしております。それらの内容を個別に見まして、申請漏れというか、中身を1名ずつ確認して、それぞれの対応をしたいというふうに思います。

申請受付は8月13日までありますので、そこまで待たなくても、早い段階でこれらの未申請者のリストを抽出していますので、個別に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 了解するものですが、そうすると、6月19日の状況の中で、今、一旦ストップ状況だと。あと、それらについて、今後なお審査しながら8月13日までというふうな。8月13日まで何も待つ必要はないわけですから、大急ぎ検討して給付すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 未申請者については、受付とか事務的に処理していないということではなくて、日々随時処理してございますので、早い段階で処理されるように、これについては速やかに対応してまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、承認第8号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第2号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第27号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 見込みなんですけれども、減免されるであろう世帯数と減免の総額、これ、見込みが立ってましたら伺いたいと思います。

それからもう1点、この減免に必要な財源というのはどこから出るのかも伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） 減免される世帯数と総額の見込みですが、これから国民健康保険税の本算定により国民健康保険税の賦課決定となりますので、それぞれの納税額や新型コロナウイルス感染症による影響範囲等、そういったものが異なることもありまして、世帯数とその総額を見込みということではちょっと申し上げることはできませんけれども、各種給付金等の申請をされている方の中にも国民健康保険に加入されている方はおりますので、広報紙やホームページ、申請度一覧などの掲載などによって、広く周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

2点目の減免に必要な財源でございますが、国からの財政支援基準の通知というものがございまして、令和元年度分につきましては、10分の10を特別調整交付金にて、令和2年度分につきましては、10分の6を国民健康保険災害等臨時特例補助金、残りの10分の4を特別調整交付金の交付対象として財政支援される予定であります。

手続については、今後の手続となりますが、財政支援ということで、基本的には10分の10財政支援がされるという形になります。ただ、端数の関係とかもありますので、1,000円未満とか、そういった端数の関係で、必ず100%になるとは限りませんが、基本的には10分の10の財政支援があるという形になってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第27号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第28号 浅川町税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第28号 浅川町税条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第29号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、この条例改正の前提となる補正予算で、傷病手当金420万円が計上されました。これを受けて、加入者1人当たりになると5,000円ぐらいの支出増ということになるわけでありましてけれども、この420万円という数字が出た根拠について伺いたいと思います。

それから、ちょっとこれは通告していなかったんですけれども、今年度当初の時点で国保基金の残額ですね、課長のほうから4,000万円から4,900万円ぐらいあるというような幅のある答弁があったような気がするんですけれども、正確な数字が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 国保税の税率改定に伴う関連質問ということで、傷病手当の420万円の根拠ということなんですけれども、これは給与所得者で就労できなかった場合ということなのですが、基本的な考え方はあるんですけれども、これはちょっと算出の根拠ということでご理解いただきたいと思います。

1人当たりの最低賃金というのが798円で、今回補償される分というのが3分の2になっております。傷病の場合に2か月程度の療養期間を考えて30日を掛けて、それから30人と。ちょっと大きな数字になって420万円なんですけれども。コロナウイルスに万が一感染した場合には、かなりの療養期間が必要となるということで、ちょっと多めの予算を組んでおります。

歳入に関しては、全て調整交付金のほうで同じ金額を見込んでおりますので、100%国の補償という形になっております。

それから、基金についてなんですけれども、実際に当初予算の時点では、まだ療養給付金の額が確定しておりませんでしたのでちょっと幅の広い金額の説明になっておりましたが、今回の本算定終了後、現時点での執行額、この本算定の予算で執行されると仮定しますと、年度末の残高が4,900万になる見込みです。

ただ、これも療養費の関係で若干取崩しが多くなるかもしれませんが、一応の今回の補正予算の時点では4,900万円を年度末で見込んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。

2点目なんですけれども、現時点で4,900万円の基金があると。この基金というのは、今まで国保加入者の皆さんが納めてきた国保税で、余ったのを積んだやつですね、基本的には。もともと国保加入者の人のものなんですけれども4,900万円あると。これ、今回は増税になるわけなんですけれども、予算上、あと幾らぐらいこの基金取り崩せば減税になるのか。世帯数掛ける増税分、人数掛ける増税分、多分1,000万円も取り崩さなくても減税になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 基金から取崩して減税にする形にすれば、そういった金額で減税にはつながると思います。

ただ、当初予算の提案理由でも説明したとおり、県全体の伸び率というのがあります。将来的には県統一単価という形で県のほうでは考えておまして、その伸び率はすり合わせでいかないと、同じ金額で推移した形だとかなり、もし県の統一単価になったときに大きな開きができるのではないかということで、今回は県の全体の上昇率を踏まえた上昇率分を若干の増税という形になったというふうにご理解をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長にお聞きしたいんですけれども、将来のことを考えて、余り国保基金は取り崩さないうで残していこうというふうな判断だということなんですけど、でも今、コロナで大変なときに、コロナで大変な被害を受けている方々が多く入っている国保税を引き上げる、将来のために基金は取っておいて、今は増税するというこの認識ですね、どういう判断なんですか、これは。町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、様々な検討をさせていただきますが、今回若干の引上げは、レベル的にやむを得ないかとは思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） こういうコロナの状況で、全町民が不安と損失というのですか、そういう状況の中で、一番やっぱり痛手を食うこの国民健康保険税のそういう方々というのは、商売をやったり農家をやったりという、特に小売店や飲食関係の方々とか、こういう方々がほとんど入っている保険なんです。ですから、こういうときに減税、少なくとも昨年度並みというようなことで抑えていくのは、これはもう町としてのあるべき姿ではないんですか。

と同時に、課長にお尋ねしたいんですけども、こういう時期に町長には、あるいは財政幹部に、こういう時期にやっぱりこういう推計になっていくというようなことで増税になるんだと。何としても減税に持っていきたいと考えているんだけど、将来の県のそういう上昇率、こういうことなんかもあるけれども、何としても今度は抑えたいと、町長、ぜひというような、そういう担当者の考えは、私はあったのではないかとこのように思うんですが、そういう協議はなされなかったんですか。町長と課長にお尋ねしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、コロナにはコロナの対策を万全にやっていきたいと思っております。あと、県の上昇は確かに若干上がっておりますので、今回、課長が答弁したように、上がるのはやむを得ないと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保険料を抑えるための協議、検討はされたのかということなんですけれども、これら試算も、要するに今年と同じ金額での試算も行いました。実際には、他町村と比較するわけではないんですけれども、浅川町の場合には、59市町村中53番目というような非常に低い税率で、やはり標準税率というか、それに移行するときに、やはり今回の基金取崩しでそれは可能なんですけれども、やはりその上昇分だけは見ておいてすり合わせをするべきだという結論に達して、今回の決定に至ったというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、やむを得ないというふうな、課長のほうのあれも分かりました。確かにそういう将来を見据えてというのは、これは長期的に見れば大切なことであると思うんです。しかし、こういう現況下で、一番弱者と言われるようなこの保険制度の中で、国民健康保険の被保険者の世帯や人々に、やっぱりきちっとしたそういう町の態度を明らかにして、少なくとも据置き、こういうところに何としても持っていくと。しかも、1,000万あればもう減税になるというふうな課長の答弁ですね。基金もあるわけですから、4,900万、こういうときにやらないというのは、もう政治判断としては私は非常に残念であり、正しい判断ではないというふうに思うんですが、その辺、町長、もう一度、やむを得ないというそういう状況なんでありますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も国保の上昇は本当に胸が痛い思いでございます。

さっき課長が述べたように、59市町村のうち本当に53番目に低い率なんです。ですから、ほかから見れば浅川は安いという方もおります。でも、今回は若干の上昇はやむを得ないと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 課長、いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3月議会のときには、今年度の国保税はほぼ前年並みと見込まれると説明されてきました。しかし、いよいよ決定する本案の内容は、1世帯当たり14万3,352円となって、1万976円の増税。1人当たりでも9万1,744円になって、7,084円の増税です。なぜ増税になるか。それは減税に使える国保基金が4,900万円もあるのに、しっかり減税に使わないからであります。

国保の加入者には、飲食店を含む商店や仕事が激減した個人自営業者などコロナで大変な思いをされている方がたくさんいますが、そういう方々に対し、減税できる財源があるにも関わらず増税するなどということは、あってはならないと思います。

今議会では、町長ら執行部と議員の期末手当の減額が後ほど提案される予定です。コロナで苦しむ町民を支援する財源が足りないから、その節減分を活用してほしいという思いからだと思います。なのに本案は、国保税を減税できるのに増税します。

議員の皆さんに訴えたいと思います。今の状況に逆行すると言わざるを得ない本案は否決をし、1週間後に臨時議会を開いて、減税になる内容の国保税条例改正案を再度提出してもらおうではありませんか。

基金を取り崩すだけで何も難しい話ではありません。コロナで大変な町民の暮らしを守るため、今こそ議会がその役割を發揮すべきだということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 賛成討論を申し上げたいと思います。

この健康保険に対しては、安いというのは確かに誰もが喜ばしいわけでございます。これは性質的に皆さんの協力で皆保険というような形で、確かに長い目で見ると、確かに現在4,900万円ありますが、やはりこれからの推移を見ますと、必ずしもこの1年で急に安くしたからとかそういう問題ではないと思うんです。やはりお互いに万が一があった場合、確かに危機的状態ではありますが、長い目で、県に移管されてまだ幾らもたっていないわけです。そういう意味におきまして、私は必ずしも上げるべきとかそういう問題ではないと思います。やはりお互い納得し合えるようなこれから皆保険としていくのが本当の筋だと思うんです。

以上で、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第29号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第30号 令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第30号 令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第31号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第31号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第32号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第32号 町道路線の廃止及び認定についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第33号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部  
を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この連携協約、これが締結されるときは議会でもかなり議論になりまして、これは実質的に、私、郡山市を中心とする広域な町村合併、実質的には町村合併じゃないかというような意見も出ました。私は、それは的外してないというふうに思っています。

これから郡山市を中心に、関係する市町村がいろいろ話し合いながらこの地域をよくするんだと、こういうような話でしたね。

伺いたいんですけども、これまで郡山市との協議、どのぐらいやられているのか、どういう内容でやられているのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 協議の件に関しては、担当課長より説明させていただきます。

私は、この郡山との連携は、大変今となって大事だと思ってきております。というのは、やはりこれ、いろんな面で連携中枢をしていかないと、この小さな町はだんだん置いていかれるような気がいたします。特に病院問題、その病院の中でも産婦人科は、本当にこの近隣ありません。そういう関係で、やはり郡山といろんな連携をして、そういう病院関係とか、こういう小さな町はその利便性がなければ駄目だと思っておりますので、私は今度こういう会議で、今いろんなことをお話させてもらって、何とかこの浅川町に何に來たしても不便がないように働きかけております。今後ともこの連携だけは大事にしていこうと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、郡山市との協議の実態ということでございますが、現在まで、連携しまして、道路関係での国への要望とか、図書館の相互利用、また、職員の研修の広域化とか、あとウェブ会議等々、各市町村の連携、そういった支援体制、そういったものについても実施しております。

また、これらの広域連携することによりまして、県の交付税措置もございます。広域で実施しています婚活事業とか、そういったものについては町のほうに、昨年度の実績ですと、交付税措置で175万9,000円、婚活事業、広域の医療関係、そういったもので交付税措置もありますので、こういった広域圏での連携、そういったものも非常に大切かなと。今町長答弁にあったような内容で取り組んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長がそういうふうに言うんだったら、また議論を再燃させて言うようになってしまいますんですが、例えば、浅川町民で脳内出血を起こしたという人が、1分1秒を争うわけですよ、治療には。何を求めるかと言ったら、近いところに対応できる病院が欲しいということでしょう。でも、郡山まで今現在運ばなくちゃならないわけですね。郡山にそういうものができれば、浅川町の人もいいですね、これが広域連携でしょうが、私らが求めているものではありません。郡山で充実していれば、浅川町も充実しましたということになりますというのが広域連携でしょう。私はそれは違うと思うんですよ。これは、ちょっと形を変えたまさしく町村合併にほかならないというふうに思います。改めて思います。

総務課長のほうからも説明ありましたが、浅川町にとってこの郡山市との連携で、こういう点でメリットが出てきたというのが何かあるんですか。

婚活事業の例が出ましたけれども、これは石川郡でやっている話で、郡山市なんか関係ないですよ。広域連携で浅川町に今までの話合いの中で、郡山市が浅川町に何かしてくれるというふうなことがあるんですか。あれば伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 単独で本町に病院を持ってくるのは、物すごい至難の業だと思っております。

それで、救急の場合、もう今年は既に何回かドクターヘリが来ております。そういう関係で、ドクターヘリ

も今、緊急で来ていただき、すぐ大きな病院に今年は何度も何度も運んでいただいております。それでもやっぱり、そういう関係でいろんな面で私は提案をしていきますので、今後どんなことあったって浅川町が置いていかれるようなことがないようにいたしたいと思っております。

また、その交付税、確かに婚活のほう、交付税も来ておりますので、何が何でも郡山だけが有利だとは思っておりません。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 浅川町にとってのメリットと申しますか、具体的に申し上げますと、今申し上げたように、婚活事業であれば、郡山市と婚活事業でなくても、郡山市とこの協定を結んでいる区域内で広域的に連携することによって、国からの交付税措置があるというメリットもございます。

今回条例で提案した内容につきましては、郡山市と浅川町が連携できるものは連携していくこともありますけれども、町村間での連携、そういった支援体制も構築しようということで、例えば昨年度の水害において、石川町さんと相当の家屋の被害があったということで、罹災証明書の発行等において、浅川町からも複数名応援体制に行きました。そういった災害時における町村間での支援体制、そういったものもより具体的に広域圏の中でブロックを決めてやりましょうということで、郡山市とだけの連携ではありませんで、そういった関係町村とのいろんな体制を構築しようということで現在いろいろ進めておりますので、そういった災害時の支援体制も含めて、今後必要な広域圏の事業を展開していくということで考えたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ドクターヘリは、郡山市との連携協定があるから来ているわけではありません。関係ない話です。石川町の罹災証明にお手伝いをしたと。これは本当にいいことだというふうに思うんですけども、これも連携協定とは関係ないです、郡山市との連携協定とは。石川管内では、そもそもいろんな公共施設を相互に同じ条件で利用し合おうというそういう協定がありますね。それをちょっと発展させたというものであって、別に郡山市が出てきての話ではありません。

この郡山市との連携の一番の核になる部分は、郡山市を中心に新たな施設を整備する、新たな事業を行うというときに、この広域圏の各町村が負担金を払うということでしょう。そうやって郡山市が充実されれば、浅川町も充実したというふうにみなされるわけでしょう。これがこの広域連携の私は核心部分だと思っているんですけども、これは本当に町村合併ですよ、形を変えた。そういうふうに言っている学者の方もいらっしゃいます、はっきり。

私は、こういう郡山市が栄えれば浅川町も栄えましたというように思いなさいというような、こういう在り方というのはおかしい。私は、浅川町の町長だったら、浅川町民にとって本当に身近なところで役に立つような施設の整備、事業を行う、こういうことが必要だと、そういうことをぜひ求めていただきたい。広域連携の話にぜひ惑わされないでいただきたいというふうに思うんです。

これはちょっと答弁を求めようがないので、申し上げるだけで終わります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この中核都市広域圏ですね。この郡山の広域圏の問題では、この議会でも本当にいろいろ町村合併の際の問題なんかも含めて、あるいは首都圏の機能をこの地方に持ってくると、こういうふうなことでの構想なんかもあったりして、喧々諤々やりまして、しかし、やはり浅川町は町村合併はしないで、小さい町だけれども頑張ろうと。こういう形で、石川地方はこの町村も合併をしなかったと、そういう経過がございます。

私は、この中核都市、こういう広域圏、連携する中枢都市圏形成というのは、言葉上は大変美しいようですが、実際は郡山市を中心として様々な行政が強化される。あるいは、先ほど9番議員も言いましたが、大きな施設を造るといようなことになれば、負担金を強いられると、こういうことも必ず出てくると思います。それどころか、中央の国は、将来いわゆる道州制を導入しようという、そういう構想までこの中核都市の狙いは、私はつながっているんだというふうに思わざるを得ないわけであります。

そういう点を考えますと、やはり小さくてもピカッと光る、あるいは町民の幸せ感が感じるような、そういう町づくりを進めていく、そのことこそがこの中心であって、連携をしなければいけないというような考えはやはり、私はぜひ捨ててやってほしい、こういうふうに思うのであります。

どういう会議がなされたかという点でも、具体的にはいろいろありましたけれども、この病院の問題なんかも、1つは、これはこの構想の中でなければいけないというものではないと私は思うんです。ですから、その辺を踏まえて、やはり町村合併につながる、そういう動きとしてきちんと捉える必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、町村合併はいまだに考えたことはございません。小さな町は小さな生き方があると思っております。ただ、この郡山との連携とは、また話が違うと思っております。

この連携していることによって、我がこの小さな町は絶対損することはないと思います。必ず連携が役に立つと思っておりますので、どうぞ皆様のご理解をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） お伺いしたいんですが、この県中管内の連携に入っていない町村というのはあるんですか。

また、ちょっと当初予算とか見ていないのであれなんです、今現在、この連携協約に係る負担金などは出ているんですか。その2点、聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 県中管内といいますか、この区域については二本松も含めた県中管内だけではなく、広域的に連携している状況で、石川管内は全て参画をしております。

また、2点目の負担金はあるのかということで、この負担金等についてはございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今、石川管内は全部入っているということですが、二本松まで行っているということですが、その関連、この郡山市を中心とした周りとか、連携するべきところでこの協約に入っていないというようなどころはないですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今手元に構成町村の一覧表、全て載っているものがちょっとないものですから、明確には答えられませんが、ほぼ参画しているものというふうな状況であります。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

今のご質問の構成市町村ですが、郡山市のほか県中管内はほぼ全て、須賀川、田村、鏡石、天栄、あと石川5町村と三春ですね。そのほかに加えまして、二本松、大玉、本宮が参画している状況です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長にお願いです、2点ほど。

こちらの郡山市との連携協議、ぜひとも郡山を中心とすれば、時間的にも距離的にも遠いのが浅川と古殿だと思うんですね。そちらの意見をぜひその場で全て、生活の問題、防災の問題。今回これ、防災と減災ですよ、付け加えられたものに関して。それに、この広域で予算配分が国からされた場合、やはり人口が少ないからと言って、もらう金額が少なくなるような、そんな人口が多いところばかり有利になるようなことは絶対、町長、許しちゃいけないことだと私は思います。必要であれば、やはり配分されるべきものはきちっと配分してもらおう。その点、まず1点頑張っていたきたい。

あともう1点、高校問題。広域連携やっている管内で、必ずその広域の話の中で県立高校の問題等も協議されることと思います。その中で、やはり石川郡唯一の県立高校である県立石川高校、人口が少ないからと言って減らされるのではなくて、逆に人口の多いところでも減らしていただいて、その都市部で入れない生徒が公共交通機関を使って石川高校に通学するようになる。逆の現象もある程度考えていただければ、この人口の少ない地域でも高校の存続ができるのかなと思いますので、ぜひともその点、町長、頑張って発言してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。

一番南方が浅川町でございます。それで、私、年に1回か2回会合がございます。そのときいつも発言するのは私であります。本当に一番南側の浅川町が、何のメリットがあるんだと私は言ったことあるんです、本当のこと言って。病院もない、そしてまた交通の便も悪いということで、郡山ばかりがよくなっているんじゃないかという発言を二度ほどさせていただきました。そのときは確かに浅川町、メリットなかったんですよ。でも、災害のときからだんだん変わってきております。

先ほど総務課長が言ったように、やっぱり災害のときもいろんな面で派遣をしてもらうことが絶対できますので、防災・減災、そしてこの小さな浅川町も平等に扱うよう、今後ともさらに会合でお話しをさせていただきます。

また、この形跡、これは本当によく出てくる話でございます。やはり石川町に県立高校がなくなれば、この水郡線沿いはかなりダメージがあると思っております。これは本当に、この水郡線沿いの皆さんで力を合わせて、何とか存続をしていかなければならないと思っております。私も会合のたびに、今後とも一生懸命やらせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 先ほどの会田議員の質問への答弁で、1つ発言が漏れていたかと思いますが、先ほど申し上げた構成市町村のほか、猪苗代町も加わっております。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 質疑の中でもありましたけれども、私どもは、結局町村合併につながるこの広域行政中核都市、こういう都市圏構想、こういうものについては、基本的に反対であります。やはり住民が本当に合併をしなくてもきちっと暮らすことのできる、そういう地方行政、そういうものが私は求められているんだというふうに思います。

いろいろ論がありましたけれども、何事かあれば、やはり郡山市中心というのは、これはもう避けて通れない問題であります。

そういうことで、同じ災害が起きたということで、郡山市のほうから応援に来てくれるなんていう、そういうことはあり得ないわけでありまして、そういう意味では、もっともっと町としての自主独立、そういうものもきちんとしながら、こういう構想に頼ることなくやっていくということに邁進してほしいと、こういう願いを込めて、反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 賛成というか、今回のこの議案第33号に関しましては、条例の内容の追加ですので、広域圏の云々で賛成・反対をやるのではなくて、ここの文言の追加に関しての変更に関する内容ですので、私は賛成でいいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第33号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第34号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 2点、お伺いします。

この補正予算の4ページ、2歳入の15款国庫支出金、2項1目5節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,282万2,000円について、予算の内容と内訳についてお伺いいたします。

もう1点は、同じページの2歳入の16款県支出金、2項6目1節の福島県避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金とありますが、具体的には何に使う予算なのか、内容と内訳について、2点お伺いします。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、第1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,282万2,000円ですが、この額については、国が定めた限度額ということになってございます。

これらの使途ですが、大きく5件の内容で実施計画書を提出しております。

まず、1点目につきましては、事業継続支援給付金事業としまして1,500万円。2番目については、新型コロナウイルス感染症対策の事業者等の支援金として、協力要請に応じた事業所に対しての助成制度。3点目が、町の子育て世代支援給付金事業としまして、ゼロ歳児から大学生までそれぞれに2万円、3万円というふうな内容で交付をする予定というふうになっております。4点目としまして、学校・公共施設等における安全確保事業として、洗浄機とかそういったもろもろ関係、加湿器等、そういったものを購入する費用を計上してございます。5点目として、地域防災拠点整備事業としまして、災害時の備蓄品、マスク・飲料水等々、これらについての交付金分として、歳出ベースで申し上げますと約7,000万円の事業を補正で計上しております。

ここで歳入に上がっているのは、国が定めた交付限度額で6,282万2,000円となっているものでございます。

次の消防費県補助金の100万円ですが、これについては、県の補助金でございます。避難所に対する感染症の対策事業として、県でも事業の2分の1を補助しますということで、避難所における簡易ベッド、段ボール仕切りとか、そういった、マスク等も含めて、それらについて3密を避けるための対策として県補助を受けまして事業を仕組んだもので、事業費としては200万円、うち2分の1が県補助ですので、100万円を歳入として見込んだという内容になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1点目についてですが、国が示している交付金の使い道の概要みたいなものを見たんですけれども、医療体制整備や感染拡大防止についてお金を使ってはどうですかというものや、地域経済・住民生活の支援ということで出ていたりするんですけれども、感染拡大防止ということに関してははされているのかなと思ったんですけれども、地域経済・住民生活の支援という部分に関しては、何か対策というか、そういうものはあるんですか、そこをお聞きします。

2点目ですが、避難したときの避難所で簡易ベッドやマスクなどの配布などのお金ということで、今、コロナウイルスは3密を避けた行動が大切だということが言われておりまして、今、分散避難みたいなことでしたほうがいいんじゃないかという動きがあるかと思うんですけれども、その分散避難については、こういうところから補助金として何か出るのかということをお聞きします。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 臨時交付金については、経済対策でどういったものがということなんです、今申し上げました1番目と2番目、中小企業に対する事業継続の支援と協力要請に応じた事業所に対する支援ということで、経済対策とすれば、こういった2点を対応しております。

また、避難所における3密を避ける対策として何か考えているのかということでございまして、今回の1次の中では、そこまでの予算は計上しておりませんが、2次の補正もあるということを知っておりますので、2次補正の中においては、避難所における飛沫感染防止ということで、そういったものが防止できる、そういった器具類ですね、器具といいますか、壁になるようなそういったものを、今後3密対策として購入してはどうかということで、2次補正の内容で今後検討していくということで、検討はしてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1点目、2点目、大体分かりましたが、1点目の自分がちょっと気になったのが、住民生活の支援みたいなことについてなんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 住民支援としまして、大きく5点というふうに申し上げましたが、住民支援とすれば、ゼロ歳から大学生までの子育て世代への給付金の給付ということで、ゼロ歳から15歳までにつきましては、1名につき2万円、高校生以上大学生等に対しては3万円というふうな、そういった住民生活に対する支援ということは予算のほうで計上してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 幾つかお伺いします。

1つは、今論議になっておりました町の子育て世代の支援の給付金、2万円と3万円ですね。これは、それぞれ何人でありますか。そして、具体的には、いつ本人に、あるいは自宅に給付されるんですか。そのことであります。

それから、2つ目には、これ、順序不同でありますけれども、6ページの敬老会のことで、敬老会は中止ということだけれども、祝い品ということで262万8,000円ということではありますが、これは、敬老会は、会そのものはやらないけれども、記念品は配布するという、そういうふうなことでありますか。

それから、教育費の中で、町民体育館のコウモリ駆除50万というふうなことがあるんですけども、今までコウモリが住みついたというようなそういう話はなかったわけでありまして、これはどういうことで、コウモリの習性だから、何かコウモリがすむようなそういう条件が前よりもよくなってきているのか、その辺のコウモリ防除ですね。これはほかの施設なんかにもそういうことが波及するかどうか。例えば武道館とか様々ありますね、そういうことなんかについてもお伺いしたいと思います。

それから、こども園の関係で、ページ、9ページですけれども、前山環境整備ということで22万円。こども園の南側の傾斜のところにある山、森林だと思っておりますけれども、これはどういうふうに整備して活用するのか。その辺、お伺いしたいと思います。

それから、他町村の中には、町がこういう状況に鑑みて、直接の年度内雇用ということで緊急雇用の対策事業、緊急雇用するという、そういうことが組まれているんですけども、浅川町としては、そういうことは今後も私はやるべきであろうというふうに、例えばコロナで被害に遭ったそういう方々、あるいは失業した人、様々な状況に鑑みてやるべきだというふうに思うんですが、その点。

最後に、これはプレミアム付商品券の問題で、町は直接やるのではないけれども、商工会に、いわゆる花火の経費、その他の経費は余ると、不用になるというのですか。そういうことによって、このプレミアムの度合いを引上げて、そして商工会にそれを委ねるんだと。こういうふうな説明がありまして、そのことについて、どういうふうな、具体的に何割増になるとか、枚数を増やすとか、そのやり方、そういうことについてはどう

いうふうに考えて、商工会に全くの丸投げということではないと思うんですが、その点ですね。

町民の中から出ている声で、プレミアムの商品券は浅川も何回かやっているんですけども、買える人は、確かにそのセットいっぱい買っていかとか、あるいは、便利な人はまた買うというふうなこともいろいろあるけれども、あまねく町民全世帯にその恩恵が及ぶような商品券の発行の仕方をしてはどうかと。玉川村では、全世帯に郵便で商品券を配布したそうではありますが、やはりそういう全世帯に恩恵が及ぶような発行の仕方、そういうことを商工会とも十分連絡を取りながら、町はきちっとやるべきだというふうに思うのでありますが、以上、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 子育ての給付金ということなんですけれども、浅川町子育て世代学生応援金給付事業という形で名称を行いたいと思います。

総務課長からも説明ありましたように、中学生までが2万円、それから高校生以上が3万円という形で、人数ということなんですけれども、一応中学生以下は690人、それから高校生が230人、大学生については、ちょっと不確定な要素があるんですけれども、一応170人を予定しています。合計で1,090人の見込みであります。

給付の時期につきましては、今要綱作成中でありまして、目標では7月の1週目に募集を開始しまして、できる限り早急にということなんですけれども、中学生以下の児童手当の分は7月中にできるのかなというふうには思っておりますが、ちょっと高校生・大学生については、期間を取って、速やかに給付ができるように行っていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の敬老会のお祝い品の内容ということなんですけれども、これはお祝い金ということで振興券なんですけれども、振興券と毎年作成している名簿のほうを各敬老者のほうに送付したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部真君。

○社会教育課長（岡部 真君） 10ページの町民体育館コウモリ防除委託料でございますが、町民体育館の2階の南側のほうに物置がございます。それから北側のほうには卓球場があるんですけれども、その屋根裏のほうにアブラコウモリ、家コウモリと言われている小さなコウモリがすみついているようでございます。

体長が五、六センチで、一、二センチの間隙から入るようなコウモリだということで、今までも多分入っていたようでございます。その糞尿とかで汚れがあったことはあったんですが、今回、隣接する住民の方からもその死骸等が敷地の中に入ってしまったというような情報も入ったものですから、今回、改めてその追い出しする作業とか、忌避剤を散布するとか、そういった追い払いをするための費用を今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

戻りまして、ページ、9ページの下の段ですが、こども園の委託料22万円です。こちらにつきましては、俗称前山と言っているんですが、園庭から見ましてバイパス側の山林4筆、約5反歩なんです、こちら民地になっておりまして、地権者4名の方がいらっしゃいます。

昨年の12月補正で予算を取りまして、実は、平成30年4月開園以降、園庭を見渡しますと、日照時間が大変短くなっております。というのは、今言いました4筆の山林部分が日照を遮りまして、特に冬場なんかは園庭がもうばかばかの状態になりまして、子供たち遊ぶにも大変難儀しております。なおかつ、凍結して危険ということがありまして、12月の補正予算を取りまして、地権者4名の方に、民地ではありますが、町で木を切らせていただきたいということで、地元の方4名の方に快く承諾をいただきまして、無償の賃貸借契約を結びました。それに基づきまして、木の伐採を行いました。木材につきましては、クヌギ、杉、ナラとかございました。

こちらは3月末で伐採は終わりましたが、今年度につきましては、無償でお借りはしておりますが、維持管理の予算を計上させていただきました。年に2回、除草とか薬剤散布を予定しております。1年ごとの契約更新としておりまして、今後も、地権者4人の方にご理解をいただきまして、町において責任を持って維持管理をしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

まず、緊急雇用対策についてですが、どのような仕事があるか、関係各課と協議の上、そういうことも検討していきたいと思っております。

続きまして、花火の里振興券についてですが、この事業につきましては、商工会で行っている既存の事業であります。

本年度も町のほうから補助金を支出いたしまして、内容的には、500円の商品券で1組1万円分、これを800組発行する予定でした。1万円が1万2,000円分、20%のプレミアム付で発行する予定で補助金のほう決定しておりましたが、今回の新型コロナウイルスを受けまして、プラス10%で、1万円が1万3,000円分の商品券ということで発行する予定になっております。

これはあくまでも既存の事業の強化でありまして、これとは別個に全世帯にクーポンなり商品券なりということは、国の2次補正を受けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、商品券のことは聞きましたけれども、私、質問の趣旨として、いわゆる全世帯に渡るそういう商品券の発行、こういうものをぜひ、プレミアムのセットで、今までやったようなものだけではなくて、やる必要があるのではないかと。あるいは、そういうものを含めて、もう全戸に渡る商品券の発行をするという、そういうことは考えていないのか。2次補正で云々という話がありましたが、買いたくても行ったときにはなかったとか、セットで買ってというふうなこともあったりして、そういう声が出ておりますので、ぜひ、2次補正でそういうことができるのであればやってほしいなど、こう思うんでありますが、その点、町

長、担当課長にさらに質問いたします。

それから、いわゆる児童福祉費の中での子育て世帯学生支援給付金、こういうことでありますが、そうすると、いわゆる児童手当、こういうものの15歳までの方々は、7月中に2万円の給付がなされる、したい。高校生から大学生、これらについては、できるだけ速やかに給付したいというふうに考えているという課長答弁であります、やはりこういう施策、特にこのコロナ対策なんかについては、できるだけ早く、いろいろ調査もあるんだと思うんでありますが、特別給付金の10万円のそういう教訓なんかも出てきておると思いますので、担当課長、ぜひ7月中に学生まで行き渡るような、7月いっぱい、そういうふうなものにはならないんでしょうか。ぜひそうしてほしいなど、こう思うのであります。

それから、コウモリの件は、私の質問の中に、この体育館だけでなく、そういう関連するような類いのあれには、今のところは被害なり調査なり、そういうことはやったりしていない、出ていないと、こういうことでありますか。コウモリといういろいろなコロナの根源ではないかという話もありますから、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全世帯に配布のプレミアム券は、今のところ考えておりません。というのは、今回、他の市町村より、ゼロ歳から15歳、高校生・大学生、いち早く本町が子育て支援のためにやってきたことであります。これは、多くの子育ての父兄から何とか、子供が今休校だから大変だ、大変だという声がたくさんございました。それで、担当職員がいろいろ考えて、それじゃ、ほかの町村もやっていないゼロ歳から15歳、高校生・大学生に支援金を出すということで、今回は分厚くさせていただきました。それで、今回はあのプレミアム券は今のところ考えておりません。

あとコウモリの件、これは、近隣の人から、ちょっと町長来てくれということで行きました。そして、携帯のビデオを見せていただきました。物すごい数のコウモリでした。そして、死骸が庭とか屋根の上に落ちたり、洗濯物に落ちちていたのを見せていただきました。そして私、夕方行きました。物すごい数でした。これは、今始まったことではないみたいです。それで、大変近隣の方に迷惑がかかっておりますから、今回このような補正を組んだわけでありまして。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部真君。

○社会教育課長（岡部 真君） あと他の施設のほうですが、公民館で管理しています武道館とか歴史民俗資料館につきましては、今のところそういったことは確認されておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） いや、いわゆる児童手当、これの。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 子育て世代支援給付金ですけれども、できる限り早くということで、まず、中学生までの状況と、あと高校生・大学生、ちょっと条件が違いまして、中学生までは申請なしで無条件で交付できるような形を取っていきたい。それから、高校生・大学生につきましては、就学の確認とか在学の確認が

必要になってきますので、申請主義を取りたいと思いますので、若干時間がかかってしまうのかなというふう  
に考えております。なお、申請があって、交付決定については、速やかに行っていきたいというふうに考えて  
おります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目が、6ページの児童クラブに関してですが、コロナ対策の備品を購入するん  
だということでしたが、その備品の内容について伺います。

それから、同じく6ページ、子育て支援臨時交付金、今ほどの質疑でかなり明らかになりましたけれども、  
まず1つ確認したいのは、子供1人につき2万円あるいは3万円ですね。ですから、例えば小学生が2人いて、  
高校生が1人ということであれば、2万円、2万円、3万円が7万円になると。こういうふうに理解してよろ  
しいんですね。

それから、高校生・大学生という表現が使われておりますけれども、専門学校生もこの対象になるというふ  
うに理解してよろしいですか。

確認方法については、申請主義ということなので、町でこれをこういうふうに支給しますので、希望者は申  
し出てくださいというような形を取るのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、その次、コロナ対策の事業者支援補助金、これは10万円と20万円があるというお話でありました。  
それぞれの要件について、どういう業者の方々が対象になるのか、要件について伺いたいと思います。

それから、その支給はいつ頃になるのか、この点についても伺います。

それから、必要書類というのは、どういうものが必要書類になるのか。町としてはなるべく簡素にして、手  
続が煩わしいから申請しないというようなことがないようにすべきだというふうに思うんですけども、その  
点についての考えも伺いたいと思います。

それから、9ページの教育費に関して、たしか備品購入費で空気清浄機というお話があったかというふうに  
思います。今コロナの問題で、教室も空気の入換えが求められております。その一方で、暑さ対策でエアコン  
使うと。このエアコンを使う場合は普通窓を閉めるんですけども、そういう暑さ対策も必要な時期になって  
おります。空気清浄機を導入すれば、これは窓を開けなくてもエアコンを入れて大丈夫なのか、その点につい  
て伺いたいというふうに思います。

それから、本予算には直接関係ありませんけれども、会計年度任用職員、この中にも、給食センターの所長  
とこども園の園長と図書館の館長は特別な立場だというふうに思うんですけども、それぞれの給与、これは  
どういうふうになっているのか、この際伺っておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 子育て世代臨時交付金についての、まず、金額についてですけれども、1人につきということですので……

〔「児童クラブが先だったんです」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） 失礼しました。児童クラブで購入するコロナ対策備品ということでした。

これは、一応地方創生臨時交付金なのですが、直接コロナに関しなくても、いわゆる学校・公共施設の安全確保に係る事業ということで、環境整備の備品も対象になるということで、児童クラブ、これはコロナウィルスの期間中でも開設を求められた施設でありまして、状況を確認したところ、指導員さん、それから保護者の方との話合いの中で打合せを持っているわけですけれども、その中で、軽量畳なんですけれども、これがかなり老朽化して新しいものに換えてほしいということで、今回はこの軽量畳。それから冬期間のストーブ、それから加湿器等を購入する予定であります。それから、コロナ関連になりますと、非接触型の体温計という形で、児童クラブの環境を整えるための備品ということで考えております。

それから、子育て世代臨時交付金についてですが、金額について、先ほどご指摘のあったとおり、小学生が2人、高校生1人ということであれば、小学生は2万円掛ける2で4万、高校生が1人3万円ということ、計7万円ということになります。

それから、高校・大学生というくくりの中に専門学生が入るのかということなんですけれども、一応専門学生も対象と考えております。

申請につきましては、高校生以上、高校生、専門学生、大学生を申請主義にして、中学生までは申請なしで一応交付する予定であります。

支給時期に関しては、その申請に基づくものですので、若干のばらつきがあると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、申請、受付、審査、決定までは速やかに行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、コロナ対策についてお答えいたします。

補正予算書8ページの7款商工費、商工振興費のほうに2,000万円の補正予算を計上させていただいております。これは、コロナ対策の2つの支援策を予定しております。

まず、1つ目としましては、事業継続支援給付金としまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって令和2年2月から6月までの売上げのうち、1か月の売上げが前年同月比で20%以上減少した事業者に対して10万円を給付するものでございます。その必要書類としましては、該当する月の売上げが確認できる書類と、前年同月の売上げが確認できる書類、その他確定申告書と必要最低限の書類を予定しております。

もう1つにつきましては、福島県の緊急事態措置に基づく協力要請や協力依頼に応じて、休業や営業時間の短縮、酒類の提供時間の短縮などの対策を行った事業者と、また、その事業者との取引が休業等により減ったことによる小売業者等を支援する対策事業者等支援金を予定しております。

こちらは福島県の要請に従って休業や営業時間の短縮、酒類の提供時間の短縮などの対策を講じた者等と、それらの取引の減少により売上げが減少した卸小売業、食料品・酒類の販売店等になるかと思いますが、これも10万円の交付金額で予定しております。

こちら県協力の協力金もございますので、こちらの必要書類としましては、申請書のほかに、県の協力金の交付決定を受けた方については、その交付決定の写し、または、まだ申請していない方や、県の協力金のほうの要件には該当しないような方につきましては、休業や営業時間の短縮を行ったことが分かるチラシなり、ポスターなり、貼り紙なりの写真等で申請いただくように考えております。

また、それらの業者との取引が減少した卸小売業者さんにつきましては、前段の事業継続支援給付金のほうを先に申請していただきまして、売上げが20%以上減少したということを確認した上で、それらの休業等をした業者さんとの取引が分かる書類を添付して申請していただきたいと思っております。

補正予算のほうに載せてございますので、今回補正予算のほうが通りましたら、申請書類等、広報のお知らせ等を全て最終調整いたしまして、来週ぐらいを目安に周知のほうをかけたかと思っております。

今の段階では、広報あさかわの7月号に、一応記事のほうを載せることを予定しております。書類のほう、整備が終わり次第、ホームページのほうでも周知いたしまして、商工会のほうには、以前から、こういうことを予定しているということでお話していますので、書類のほうができましたら、商工会等を通じて、また事業者さんにもお知らせしたいと思っております。

件数につきましては、前段の事業継続支援給付金については10万円の150件、対策事業者等支援金については10万円の50件ということで、合わせて2,000万円を補正予算のほうに計上させていただきました。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

ページ、9ページの上の段の備品購入費ですが、空気清浄機を各教室に購入・配置することとしていますが、直接コロナウイルスに効果があるわけではございません。あくまでも教室内の空気の浄化に使用いたします。従来どおりのエアコン使用、または扇風機、そして小まめな換気をしながら、併せて空気清浄機を使用する考えです。気温上昇によっては、窓は一定程度の幅で開けて授業を行う予定もしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 会計年度任用職員における給与関係ですが、これについては、会計年度任用職員の条例に基づきまして規則を定めております。その中において、職種別基準表、これを定めております。この内容につきましては、事務補助の場合と、今ご質問のある各施設長の給与体系の格付でございますが、事務補助につきましては、規則の級としまして、1級の5号俸から始まりまして、上限を1級の29号としております、規則の中において。ご質問の各施設長については、1の21号俸から1の39号俸までを適用しようということで、事務補助の方と各施設長においては、その給料表の格付の範囲、これをそれぞれに定めていますので、その範囲内において給与を決定してございます。

ちなみに施設長の場合、1の21ですと17万5,700円から、上限の1の39ですと20万7,800円と。この範囲内において、他の職員との均衡を考慮しまして、任命権者が決定するということで対応してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の児童クラブの備品は分かりました。

2点目の子育て世代の臨時交付金ということで、あらかじめ分かりましたけれども、小・中学生は把握できるので、これは改めて募集しないで支給できるんじゃないかということなんですけれども、中には辞退するという方もいらっしゃると思うんですね。やっぱり意思の確認はしないとならないと思うんですけれども、そういう手続を踏まえた上で、実際に小・中学生の場合、支給できるのはいつ頃になりそうなのか伺いたと思います。それだけで結構です。

その次、業者への支援補助金、10万円、20万円と私言いましたけれども、どっちも10万円だったんですね、誤解していました。

事業の継続の分と、それから営業を自粛された方への支援分ということで、これはどちらも町の独自の上乗せ分ですね。その点を確認させてください。

それで、これ、実際に支給はいつ頃を目標にしているのか。これからなるべく早く手続をして、そして周知をして、申請書を出してもらってという手続になってくるんだというふうに思うんですけれども、支給がいつ頃になる見通しなのか伺いたと思います。

その後の空気清浄機に関しては分かりました。

最後の会計年度任用職員の長のほうの給料なんですけれども、今までは毎年、予算書に載っていたんですよ、個別の長の給料、給与というんですか、それが会計年度任用職員になって、何か一緒くたになって分かんなくなっちゃったという状況がありますので、現在の給与、これについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 子育て世代の臨時交付金についてですが、まず、支給の有無というか、それは先行しています児童手当の上乗せ分のときにも、希望しない場合には申し出いただくということで通知を差し上げておりますので、同じような形でその意思確認をしたいと思います。

それから、支給時期につきましては、7月中に全部配布できるように努力したいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

先ほどご説明いたしました事業継続支援給付金、対策事業者等支援金につきましては、国・県の上乗せという性質もございますが、事業継続支援給付金については国の持続化給付金、こちら50%以上の売上げ減ということになっておりまして、非常に要件のほうが厳しくなっております。そのため、20%以上の減ということで、広く支援できるようなことを考えております。

続きまして、対策事業者等支援金につきましても、県の協力金のほうをお話しておりますが、大分要件のほう厳しくなっておりますので、それらに該当しないという方がお話しを聞いております。そのため、そちらの方も支援できるように間口のほうをちょっと広げて設定しております。

周知の方、来週中ぐらいを予定しておりますので、その後、早い方ですと来週中には申請が上がってくるかと思えます。申請が上がりましたら、速やかに1件ずつ処理していきたいと思っておりますので、早い方につきましては、7月の上旬には支給できるようになるかなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 現在の給料ということですが、個人情報もございますので、施設の名称とかそういった個人名は申し上げられませんが、これらの3か所の施設においては、給料表で言う1級21号17万5,700円と23号18万900円、あと29号19万3,100円、これらの給与額を支給してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

最後の部分なんですけれども、それぞれの個人名を、誰が幾らもらっているかと私聞いているんじゃないですよ。ここの立場の人は幾らの給料なんですかと聞いているんですね。今までもそういうのは出ていたでしょう。今年の予算書には出ていないけれども、前の予算書には出ていましたよ、ここの所長は幾らというふうに。私、個人名までは聞くつもりはないんですけども、それぞれ、今言った金額がどれに該当するのか伺いたいと思います、個人名じゃなくて、立場、その地位の人の。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 会計年度任用職員で、ただいま説明申し上げました職種別に基準表、これがまずございます。各施設の長については、会計年度任用職員の給料表ですが、職員と同額ですけども、1級を適用しております。施設長は1の21から、1の39までの間で施設長は給与を格付するというふうに規則で定めてございます。

その中において、他の会計年度任用職員、施設の長以外にも一般事務職の皆さんいますので、それらの均衡を考慮して号給を決定しているということで、確かに以前については、職員の給料表を使いまして、そこに職員が何名という表示もしていたり、予算書で、たまたま施設の長が1人しかいない場合には額が確認できたという状況かもしれませんが、予算書上、会計年度任用職員という今年は制度が一本化された関係上、その中においてそのように算定をしているということでございます。よろしいでしょうか。

〔「以上です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 何点か、ちょっとお尋ねしたいと思います。

7ページの6款1項6目12節の委託料、震災対策農業水利施設整備事業（ハザードマップ作成）、いわゆるため池のハザードマップだと思いますが、これが予算の説明では10か所というご説明がありましたので、多分これは、ため池決壊した場合に住宅に影響があるため池を優先的にマップを作成するかと思うんですが、その辺の場所について、まだはっきり分らないと思うんですが、おおむねどの辺かというのが分かればお示しをいただきたいと思います。

それと、今全体なハザードマップ見直しをしておりますけれども、そこの指定避難所とこのため池のハザードマップの関連性、この辺どうなのか。十分担当部局間で調整しながらそういうものをしていただきたいと

思うんですけども、ため池のこのハザードマップの完成とか、作成、納品ですね、そういうマップの出来上がる時期はいつなのかも、併せてお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

ハザードマップ作成に関する10か所なんですけど、ちょっと資料のほう見当たりませんので、後ほどお示しさせていただきますと思います。

また、避難所等の関連する部分につきましては、関係各課と協議の上、確認していきたいと思います。

以上です。

〔「完成月はいつ頃」の声あり〕

○農政商工課長（坂本克幸君） 完成月につきましては、今年度中を予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第34号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、議案第35号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 議案第29号 国保税条例の改正のところでも述べましたが、基金を取崩して、国保税を増税しないで軽減すべきという立場から、本案にも反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第35号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、議案第36号 福貴作西地区農用地等災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） ちょっとお伺いします。

今回、莫大なるこの8,000万もの補正予算を使って、この土砂、これをどこに運ぶのか、それをまず1点お聞きします。

それと、前にも滝輪新田地区の土砂も持っていったんですが、それ今、中根松方面に持っていったというんですが、その持っていったやつを今後どうするのか。そういった土砂運搬に係る質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

今回議案に上げさせていただきました福貴作西地区の農用地等災害復旧工事の土砂ですが、一部につきましては、現場で流用することを予定しております。そのほか、搬出する土砂につきましては、中根松のグラウン

ドのほうに持っていくことを予定しております。

中根松のグラウンドのほうに仮置きしてあります土砂につきましては、今後、最終的な処分先を見つけまして、そちらに搬出したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 前にもちょっと私質問したんですけども、結局、1回中根松のグラウンドに持って行くんですね。何ですか。そして中根松のグラウンドに持っていった土は、今度どうするんですか。もう1回、まさか入札して、処理代とかそういうふうにするわけじゃないでしょう。何でこれ、一発で持っていける場所に持っていかなかったんですか。それをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、去年から場所、残土捨場、各地区に回って、いろいろ検討しましたが、見つかりませんでした。それで、私は各議員さん、あるいは各地域の方にも、どこか土砂ないですかということを何十人にも聞いたんですが、残念であります、なかったんです。

それで、もう工事が始まるといって、災害ですし、これはもう、最低でも仮置場を造らなくちゃいけないということで、いろいろ検討したんですよ。もしなければ、グラウンドに置くしかないのかなと思っていましたが、たまたま中根松の地区の方から、あそこはもう何年も使っていないから、もしよければ使ってくださいという情報を得ましたので、その当時の区長さんとお話しをして、今現在に至っております。

今後、残土捨場も、他の市町村に行く物すごい金がかかるんですよ。計算すると恐らく何億、今の現時点でほかに持っていったら、何億かかるとしております。それで今、私、業者さん、あるいはいろんな方々に声をかけております。何とかして、場所があれば、あるいは、もし平たんな山、あるいはちょっと引っ込んだ斜面、山があれば、町として買ったほうが安いかなと思っております。

今、様々な検討をしておりますが、今のところ進んでいないのが状況であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） これ前にも、町長、こういう話というのは、それが前につながっちゃう話じゃないですか。みんな議会で話しもしないから、何も進まないのですよ。前に、だったらグラウンドの土、どこに運んだんですか、グラウンドの土。あそこまで何の影響もなく運び終わったじゃないですか。

そして、町長、それは何でやったんだと言ったら、いや、あそこでグラウンドゴルフやるためだ。毎日来て、グラウンドゴルフやらせてくださいと言って、この間、あれほど密になって駄目だと言っているところに、グラウンドに年寄り集まって、みんなでグラウンドゴルフやっているんですよ。あのときみんな、ええって。何であそこだけやっているんだと。ほかの浅川町の団体でやっている、いろんなあるじゃないですか、競技とか何とか、全て中止となっているのに、何でグラウンドゴルフだけあのグラウンドでやらせるんですか。そういうことも町長、あるんですよ。

だから、あのときにグラウンドから先に取った土、だからどういうふうに行ったんだかも、そういう話も説明してくださいよ、あったんですから。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） グラウンドの土は、これ、業者に頼みました。本来であれば、本町のどこかに持っていかればよかったんでありますが、里白石のゴミ捨場ですか、昔の、そこで検討したんですが、あの4トントラック大型は入っていけなかったんですよ。私、二度ほど上に登りましたが、なかなか道路が削れて、雨なんか降っていくと、滑って登れなかったんですよ。それで私は、もう時間もありませんので業者に委託いたしました。

あと、そのグラウンドゴルフやっているというのは、町のほうでは今月からグラウンドゴルフは使用許可出しておりますので、グラウンドゴルフは、やって駄目だよとか、いいよとか町のほうからは言えませんので、会長が、あるいはそのグラウンドゴルフ愛好会が自分たちで大丈夫だと思ってやっていることであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第36号 福貴作西地区農用地等災害復旧工事請負契約についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員松崎清次氏が、令和2年7月21日をもって任期満了となり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、浅川町大字浅川字荒町40番地、氏名、松崎清次、生年月日、昭和20年8月28日。

同氏は、平成20年7月22日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第20、同意第5号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、農業委員会の委員に占める認定農業者等を過半数とする要件を緩和し、委員に占める認定農業者等及び認定農業者に準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議いただきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは補足説明いたします。

農政商工課資料2をご覧ください。

農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件については、農業委員会等に関する法8条第5項により、原則、認定農業者が過半数を占めることとなっております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、同意第5号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第6号～同意第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第21、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第30、同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでは一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

日程第21、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第30、同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10件を、会議規則第37条に基づき、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 同意第6号から同意第15号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、いずれも農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

本町の農業委員は、本年7月19日をもって任期満了となるため、本年1月21日から2月20日にかけて募集したところ、定数10名に対し10名の推薦及び応募がございました。

その後、4月16日に現農業委員会会長や認定農業者協議会の代表者で構成する候補者評価委員会を開催し、法令に規定されております過半数が、認定農業者及び認定農業者に準ずる者であることや、中立委員を含めることなどの評価を行い、全ての方が適任であるとの意見をいただいたところでございます。

なお、認定農業者の委員、中立委員等の内訳は、農政商工課資料2の浅川町農業委員会の委員候補者一覧をご覧ください。

これを踏まえ、農業委員として、次の方々を適任と考え、任命したくご提案いたしますので、同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第6号、住所、浅川町大字滝輪字森下19番地、氏名、酒井秀忠、生年月日、昭和27年11月21日。

同意第7号、住所、浅川町大字福貴作字六斗蒔281番地、氏名、鈴木政吉、生年月日、昭和30年6月19日。  
同意第8号、住所、浅川町大字小貫字宿ノ内52番地、氏名、薄井良男、生年月日、昭和30年8月25日。  
同意第9号、住所、浅川町大字畑田字石原田190番地、氏名、小室勝弘、生年月日、昭和34年7月8日。  
同意第10号、住所、浅川町大字袖山字中ノ町37番地、氏名、関根辰三、生年月日、昭和27年3月23日。  
同意第11号、住所、浅川町大字染字地獄谷地190番地、氏名、八旗正紀、生年月日、昭和27年5月3日。  
同意第12号、住所、浅川町大字山白石字石ノ田和45番地、氏名、鈴木勝志、生年月日、昭和27年5月2日。  
同意第13号、住所、浅川町大字大草字滝ノ沢6番地、氏名、佐川健二、生年月日、昭和29年11月27日。  
同意第14号、住所、浅川町大字根岸字森際63番地、氏名、江田久男、生年月日、昭和24年6月26日。  
同意第15号、住所、浅川町大字浅川字大明塚44番地、氏名、小針充則、生年月日、昭和30年2月1日。  
以上、10名の方々です。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決に入ります。

日程第21、同意第6号から日程第30、同意第15号までを、1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第21、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

日程第22、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

日程第23、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第23、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

日程第24、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第24、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

日程第25、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第25、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

日程第26、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第26、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

日程第27、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第27、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

日程第28、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第28、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第29、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第29、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

日程第30、同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第30、同意第15号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで追加議案のため、暫時休議します。

休議 午後 零時06分

再開 午後 零時08分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第32と日程第33を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第32、議案第37号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局の表題文を朗読させます。

議会事務局長、佐川建治君。

〔議会事務局長（佐川建治君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい社会経済情勢を踏まえ、町長、副町長及び教育長の令和2年6月に支給される期末手当を減額するため、浅川町長等の給与

に関する条例の一部を改正するものであります。

減額割合は、町長5割、副町長3割、教育長2割であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第32、議案第37号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第33、発議第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、佐川建治君。

〔議会事務局長（佐川建治君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明を求めます。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の暮らし、町の財政など大きな影響を与えているのを受け、我々議員も6月支給の期末手当を10%削減する法案を提出いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第33、発議第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時13分